

改正

昭和 35 年 7 月 1 日水道局管理規程第 6 号  
昭和 36 年 1 月 5 日水道局管理規程第 1 号  
昭和 38 年 10 月 30 日水道局管理規程第 2 号  
昭和 38 年 11 月 1 日水道局管理規程第 3 号  
昭和 39 年 11 月 18 日水道局管理規程第 4 号  
昭和 42 年 9 月 12 日水道局管理規程第 18 号  
昭和 43 年 1 月 16 日水道局管理規程第 1 号  
昭和 46 年 2 月 10 日水道局管理規程第 1 号  
昭和 51 年 3 月 27 日水道局管理規程第 4 号  
昭和 57 年 6 月 16 日水道局管理規程第 3 号  
昭和 60 年 3 月 31 日水道局管理規程第 2 号  
昭和 62 年 3 月 16 日水道局管理規程第 3 号  
平成 8 年 6 月 20 日水道局管理規程第 7 号  
平成 9 年 9 月 29 日水道局管理規程第 4 号  
平成 10 年 3 月 30 日水道局管理規程第 7 号  
平成 12 年 10 月 31 日水道局管理規程第 5 号  
平成 15 年 3 月 28 日水道局管理規程第 5 号  
平成 17 年 3 月 18 日水道局管理規程第 1 号  
平成 17 年 10 月 9 日水道局管理規程第 44 号  
平成 21 年 3 月 27 日水道局管理規程第 1 号  
平成 24 年 12 月 4 日水道局管理規程第 8 号

新潟市給水条例施行規程

第 1 章 総則

(この規程の趣旨)

第 1 条 この規程は、新潟市給水条例（昭和 33 年新潟市条例第 32 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(船舶給水の経営の許可申請)

第2条 条例第5条第1項の規定により船舶給水の経営の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

- (1) 経営の目的または必要性
- (2) 給水装置の設置場所
- (3) 販売価格

2 条例第5条第2項の規定により前項各号に掲げる事項を変更しようとする者はその変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。

第3条 削除

（専用給水装置の標識）

第4条 管理者は、専用給水装置を設置した場合、当該家屋に別表1の標識を取り付ける。

（代理人及び総代人の変更）

第5条 条例第6条に規定する給水装置の所有者の代理人及び条例第7条に規定する総代人は、管理者が適当でないと認めたときは、これを変更させることができる。

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の構造及び材質の指定等）

第6条 条例第13条第1項の規定による指定及び第2項の規定による指示については、管理者が別に定める。

第7条 削除

（受水槽の設置）

第8条 一時に多量の水を使用する箇所その他管理者が必要と認めた箇所には、受水槽を設けなければならない。

（水道メーターの設置）

第9条 水道メーター（以下「メーター」という。）は、給水栓で直接給水するものについては、専用給水装置ごとに設置し、受水槽を設けるものについては、受水槽ごとに設置する。ただし、受水槽を設ける集合住宅等で、地形その他の事情により、管理者が必要があると認めた場合においては、住宅ごとにこれを設置することができる。

（設計の範囲）

第10条 給水装置の設計の範囲は、給水栓までとする。ただし、受水槽を設けるものにあつては、受水槽への給水口までとする。この場合、管理者が必要と認めたときは、受水槽以下の設計図も

あわせて提出させることができる。

(申込みの取消し)

第11条 条例第11条第1項の規定により、工事の申込みをした者が、その申込みを取消す場合は、その理由を付してすみやかに管理者に申し出なければならない。

(給水装置の保証)

第12条 管理者の施行に係る給水装置について、当該工事しゅん工後に明らかな施工上の不備により損傷したときは、管理者は、これを無償で修繕する。ただし、災害又は使用者の故意若しくは過失によると認められたときは、この限りでない。

(利害関係人の同意書の提出)

第13条 条例第11条第2項の規定によつて管理者が給水装置工事の申込者から利害関係人の同意書等の提出を求める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その利害関係人は、それぞれ当該各号に定める者をいう。

- (1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき 当該給水装置の所有者
- (2) 他人の土地を通過して給水装置を設置するとき 当該土地の所有者
- (3) 前各号に規定する場合のほか特別の事由があるとき 家屋の所有者その他の利害関係人

2 前項の利害関係人が居所不明その他の事由により、その同意書が得られない場合は、管理者が特に認めたときに限り、工事申込者は、誓約書をもつてこれにかえることができる。

(給水装置工事費の分納)

第14条 条例第16条第1項ただし書の規定によつて工事申込者が当該給水装置工事費を分納しようとするときは、あらかじめ、管理者の承認を得て、保証人と連署で給水装置工事費分納証書(様式1)を管理者に提出しなければならない。

2 前項の保証人は、市内に住居を有し、独立の生計を営む者でなければならない。

3 工事申込者は、死亡その他第1項の保証人を変更すべき事由が生じたときは、すみやかに他の保証人を定めて管理者の承認を得なければならない。

第15条 給水装置工事費を分納する場合の期限は、3月以内とする。この場合、当該工事費については、利息を加算するものとし、その利息は、第2回以後の分納額にあわせて徴収する。

2 前項の利息の定率は、月1分とし、日割計算は行わない。

(分納の場合の給水装置の所有権)

第16条 給水装置工事費を分納する場合の当該給水装置の所有権は、その工事費を完納するまで、管理者においてこれを留保し、その間における管理は、工事申込者の責任とする。

(分納工事費未納の場合の措置)

第17条 管理者は、工事申込者が分納工事費を指定期限内に納入しないときは、当該給水装置を撤去することがある。この場合、撤去した物件の価格が未納工事費及び撤去費の合計額に満たないときは、その不足額を追徴し、超過したときは、これを還付する。

(工事費の徴収方法)

第18条 条例第16条第1項ただし書の規定による工事費徴収の方法は、納付書による。

### 第3章 給水

(使用水量の端数計算)

第19条 使用水量に1立方メートル未満の端数が生じた場合は、これを次の各号に掲げるところにより整理する。

- (1) 条例第28条第1項の規定により毎月使用水量を計量するときは、これを翌月に繰り越すものとする。
- (2) 条例第28条第2項の規定により隔月に使用水量を計量するときは、その計量した使用水量にかかる端数は、これを次期に繰り越すものとし、その端数を控除した残水量の2分の1の水量になお1立方メートル未満の端数が生じたときは、その一方の端数をその計量した日の属する月の前月分の使用水量に加算する。

(料金の算定の特例における端数計算)

第19条の2 条例第28条の2第1項の規定により料金を算定する場合において、基本料金の額に1円未満の端数が生じたとき又は使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、その端数を次の各号に掲げるところにより整理する。

- (1) 条例第28条の2第2項の規定により日割計算して得た基本料金の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- (2) 条例第28条の2第3項の規定により、計量した使用水量をその使用の各日において均等に使用したものとみなして各月分の料金を算定する場合において、各月分の使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、計量した日の属する月分の端数を、その月分の前月分の使用水量に加算する。
- (3) 第26条第1項第2号及び第3号の規定により各月分の従量料金を算定する場合において、各月分の使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、計量した日の属する月分の端数を、その月分の前月分の使用水量に加算する。

(メーターの機能保護)

第20条 メーターの保管者は、当該メーターの設置場所及びその周辺にその点検または機能を妨害するような物件を置き、または工作物を設けてはならない。

2 メーターの保管者が前項の規定に反する行為をしたときは、管理者は、当該物件または工作物の撤去を命ずるものとする。この場合において、メーターの保管者がその命令に応じないときは、管理者がこれを撤去し、その費用は、メーターの保管者の負担とする。ただし、管理者が特に認めたときはこの限りでない。

(給水装置の所有権変更届出義務者)

第21条 条例第23条第2項第4号に規定する場合の届出義務者は、当該給水装置の従前の所有者及びあらたにその所有権を取得した者とする。ただし、特別の事情により従前の所有者の署名が得られないときは、その所有権変更の事実を証明する書類をもつてこれにかえることができる。

(給水装置及び水質の検査)

第22条 条例第24条第2項に規定する特別の費用を要するときは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 給水装置については、その構造、材質もしくは機能または漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき
- (2) 水質については、色及び濁り並びに消毒の効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき

第23条 条例第24条第1項の規定による給水装置または水質の検査の請求があつた場合といえども、管理者において、当該検査の必要がないと認める相当の事由があるときは、これを拒むことがある。

#### 第4章 料金及び手数料

(定例日)

第24条 条例第28条に規定する定例日は、料金算定の基準日として、あらかじめ、管理者が各月の初日から末日までの間で使用者毎に定める日とする。ただし、管理者が必要があると認めたときは、これを変更することができる。

2 条例第28条第3項に規定する使用水量を計量すべき定例日（以下「計量定例日」という。）は、前項に規定する定例日とする。ただし、同条第2項の規定に基づき、隔月検針により使用水量をまとめて計算する場合においては、前項に規定する定例日のうち隔月の定例日とする。

(使用中止または廃止の届出がない場合の料金)

第25条 給水装置の使用者が当該給水装置をまったく使用しなかつた場合においても、その給水装置について、使用中止または廃止の届出がない限り、規定の料金を徴収する。

(特別の場合の料金)

第26条 条例第28条の2第3項の規定により条例第26条第1項の規定を適用する場合において、給水装置の使用を開始し、初めの計量定例日前に廃止し、又は中止したときの従量料金は、第24条第1項前段の規定にかかわらず、1月を30日とし、次の各号に定めるところにより算定する。

- (1) 使用日数が30日以内のときは、計量した使用水量をもつて1月分の従量料金として算定する。
- (2) 使用日数が31日以上60日以内のときは、計量した使用水量に使用日数から30日を減じた日数を乗じて使用日数で除した水量をもつて計量した日の属する月分の使用水量とし、残りの水量をその前月分の使用水量として各月分の従量料金を算定する。
- (3) 使用日数が61日以上の場合は、計量した使用水量の2分の1の水量をもつて、計量した日の属する月分及びその前月分の使用水量として各月分の従量料金を算定する。

2 定例日から次の定例日までの間において給水装置の用途又はメーターの口径を変更した場合の料金は、変更前のもの及び変更後のものに係るそれぞれの使用日数が異なるときは、使用日数の多いものの料金により、使用日数が同数であるときは、変更後のものの料金により算定する。

3 検針区域の調整に伴い計量定例日の変更を行う場合における当該変更前の最後の計量定例日(以下「前回計量定例日」という。)の翌日から前回計量定例日後最初に到来する当該変更後の計量定例日(以下「新計量定例日」という。)までの間(以下「経過期間」という。)の料金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 新計量定例日が前回計量定例日後最初に到来する変更前の計量定例日(以下「旧計量定例日」という。)前に到来する場合 経過期間の月分に応じた基本料金に従量料金を加えた額
- (2) 新計量定例日が旧計量定例日後に到来する場合 経過期間の月分に応じた基本料金に、経過期間の使用水量を経過期間の各日において均等に使用したもの(均等に使用した場合で前回計量定例日の翌日から旧計量定例日までの間の使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときにあつては、当該端数は、旧計量定例日の翌日から新計量定例日までの間に使用したもの)とみなして前回計量定例日の翌日から旧計量定例日までの間及び旧計量定例日の翌日から新計量定例日までの間についてそれぞれ算定した従量料金を加えた額

第27条 削除

(使用水量の認定)

第28条 条例第29条の規定によつて管理者が認定する使用水量は、その月の前月もしくは前年同月の使用水量または同条各号に掲げる事由が消滅した後の使用水量をしんじやくして定める。

(臨時給水等の料金概算額の徴収)

第 29 条 条例第 31 条第 1 項に規定する臨時給水その他の場合は、建設工事または興行等のため臨時に給水する場合をいい、管理者は、当該給水装置の使用について、その使用予定期間の料金概算額を徴収し、使用終了後これを精算する。

## 第 5 章 貯水槽水道

(貯水槽水道の管理等)

第 29 条の 2 条例第 41 条第 2 項の規定による貯水槽水道の設置者は、新潟市貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱（平成 15 年新潟市告示第 81 号）に定める管理基準に基づいた管理、及び管理の状況に関する検査の実施に努めなければならない。

## 第 6 章 補則

(施行の細目)

第 30 条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

### 附 則

- 1 この規定は、公布の日から施行し、昭和 33 年 9 月 30 日から適用する。
- 2 新潟市水道使用条例施行規程（昭和 30 年水道局管理規程第 6 号）は、廃止する。
- 3 給水装置工事で、この規程施行の際、すでにしゅん功したもの及び現に施行中のものについては、なお従前の例による。

(黒埼町の編入に伴う特例)

- 4 黒埼町の編入の日前に黒埼町給水条例施行規程（平成 9 年黒埼町規程第 15 号。以下「黒埼町規程」という。）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この規程の相当規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。
- 5 黒埼町の編入の際、現に黒埼町規程の規定により申込みをしている給水装置工事に係る承認の基準については、この規程の規定にかかわらず、黒埼町規程の例による。

(合併に伴う特例)

- 6 新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村（以下これらの市町村を「編入市町村」という。）の編入の日前に新津市給水条例施行規程（平成 10 年新津市水道局規程第 1 号）、白根市給水条例施行規程（平成 10 年白根市ガス水道局告示第 7 号）、豊栄市給水条例施行規則（平成 10 年豊栄市規則第 17 号）、小須戸町水道事業給水条例施行規程（平成 10 年小須戸町規程第 2 号）、亀田町水道事業給水条例施行規程（平成 14 年亀田町水道事業管理規程第 1 号）、岩室村水道事業給水条例施行規則（昭和 57 年岩室村

規則第9号)、西川町水道事業供給条例施行規則(平成10年西川町規則第5号)、月潟村簡易水道条例施行規則(平成10年月潟村規則第4号)又は中之口村潟東村上水道企業団上水道事業給水条例施行規程(平成15年中之口村潟東村上水道企業団規程第1号)(以下これらの規程を「編入市町村等規程」という。)の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この規程の相当規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

7 編入市町村の編入の際、現に編入市町村等規程の規定により申込みをしている給水装置工事に係る承認の基準については、この規程の規定にかかわらず、編入市町村等規程の例による。

(巻町の編入に伴う特例)

8 巻町の編入の日前に巻町水道事業給水条例施行規程(平成9年巻町告示第85号。以下「巻町規程」という。)の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この規程の相当規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

9 巻町の編入の際、現に巻町規程の規定により申込みをしている給水装置工事に係る承認の基準については、この規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和35年水管規程第6号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和36年水管規程第1号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和36年1月1日から適用する。

附 則(昭和38年水管規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和38年水管規程第3号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和39年水管規程第4号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附 則(昭和42年水管規程第18号)

この規程は、昭和42年9月12日から施行する。

附 則(昭和43年水管規程第1号)

この規程は、昭和43年2月1日から施行する。

附 則(昭和46年水管規程第1号)

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年水管規程第4号抄)



(施行期日)

- 1 この規程は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 31 条に係る改正規定は昭和 51 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の新潟市給水条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）第 31 条の規定は、昭和 51 年 5 月分として徴収する料金から適用し、同年 4 月分までの分として徴収し、または徴収すべきであつた料金については、なお従前の例による。
- 3 給水装置工事で、改正後の規程施行の際、すでにしゅん工したもの及び現に施行中のものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和 57 年水管規程第 3 号）

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、条例第 11 条第 1 項の規定による工事の申込みが、すでになされているものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和 60 年水管規程第 2 号抄）

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 3 この規程施行の際現にこの規程による改正前の新潟市給水条例施行規程第 33 条及び第 34 条の規定による承認又は契約がなされているものについては、改正後のこの規程に基づいてなされたものとみなし、この規程施行の際現に申請受付がなされているもの又は建築中のもので、管理者と協議中のものについては、なお従前の例によるものとし、契約についてはこの規程を適用するものとする。

附 則（昭和 62 年水管規程第 3 号）

この規程は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年水管規程第 7 号）

この規程は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年水管規程第 4 号）

(施行期日)

1 この規程は、平成9年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の新潟市給水条例施行規程の規定は、施行の日以後に条例第11条の規定による申込みをした者について適用し、同日前に申込みをした者については、なお従前の例による。

附 則 (平成10年水管規程第7号)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年水管規程第5号)

この規程は、平成13年1月1日から施行する。

附 則 (平成15年水管規程第5号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年水管規程第1号)

この規程は、平成17年3月21日から施行する。

附 則 (平成17年水管規程第44号)

この規程は、平成17年10月10日から施行する。

附 則 (平成21年水管規程第1号)

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年水管規程第8号)

(施行期日)

1 この規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第26条の改正規定(「準備料金」を「基本料金」に、「水量料金」を「従量料金」に改める部分に限る。) 平成25年1月1日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成25年7月1日

(経過措置)

2 この規程の施行(前項第2号の規定による施行をいう。)の日以後に徴収する料金について、その算定の基礎となる使用水量に、同日前に使用した分の使用水量(当該使用水量が零の場合を含む。)を含むときは、その算定については、なお従前の例による。

別表1



備考 東新潟，西新潟等の区別及び布設番号は，一例を示すものである。

別記様式 (第 14 条関係)  
別記様式 (第 14 条関係)

### 給水装置工事費分納証書

一金 円 給水装置工事費概算額

上記の金額 回に分納するについては，次の事項承諾の上本書を提出いたします。

- 1 前記工事概算額は，精算の際増減あることを承知し，分納に対する利息，期間及び分納額は，御指示に従います。
- 1 分納金を完納するまで給水装置の所有権は，局に留保せられ，装置は，申込者において保管します。
- 1 分納金完納前に給水装置を亡失，き損したときでもその未納金は，申込者において支払います。
- 1 分納金を期日までに納入しないときは，保証人において責任を負います。

年 月 日

申込者	
住所	
氏名	印
保証人	
住所	
氏名	印

(あて先)水道事業管理者